

MUFG BK 中国月報

三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部

2023 年 3 月号 (第 205 号)

※ 読みたい記事のタイトルをクリックしてください。

■ エグゼクティブ・サマリー	
■ 特 集	
◆ ASEAN にて躍進する中国系自動車メーカー MU Research and Consulting (Thailand) Co., Ltd.	1
◆ 中国の外資政策の動向 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 国際アドバイザー事業部	5
■ 経 済	
◆ 中国 2023 年経済見通し：コロナ規制緩和、民間経済重視を受け 5.5%成長を予想する 三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券 インベストメントリサーチ部	12
■ 人民元レポート	
◆ 米利上げ長期化見通しを受け、下落 三菱 UFJ 銀行 グローバルマーケットリサーチ	17
■ 連 載	
◆ 「華南ビジネス最前線」 第 57 回 ~香港における ESG 動向 三菱 UFJ 銀行 香港法人営業部 アドバイザー室	20
■ スペシャリストの目	
◆ 税務会計：中国新印紙税法による外国企業への納税影響 KPMG 中国	23
◆ 日系企業のための中国法令・政策の動き 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 国際アドバイザー事業部	26
■ 主要経済指標	
三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部	28
■ MUFG 中国ビジネス・ネットワーク	

エグゼクティブ・サマリー

特集 ASEAN にて躍進する中国系自動車メーカー

東南アジアにおける 2022 年の電気自動車 (EV) 販売台数は、およそ 2.2 万台 (推定) と大幅に伸長したが、その規模は乗用車販売数全体と比較してまだ僅少である。ただし、各国で EV に関する奨励策が打ち出され、中国系自動車メーカーを中心とした OEM 各社が虎視眈々と域内での EV 供給機会をうかがっている。本稿では EV 分野で代表的な中国系企業の動向について取り上げる。

特集 中国の外資政策の動向

2023 年は中国にとって新型コロナの影響で落ち込んだ経済を回復させる年となる。2022 年 12 月の中央経済工作会議では、2023 年の重点方針として、内需拡大、現代化産業体系の建設加速、公有制経済の発展強化と非公有制経済の発展支援などとともに、外資誘致と活用の強化が挙げられた。これにより、中国の外資導入の方針や政策・措置がどのように変わるのかを述べてみたい。

経済 中国 2023 年経済見通し：コロナ規制緩和、民間経済重視を受け 5.5%成長を予想する

2023 年の中国経済は、コロナ規制解除を受け、サービス産業を中心に消費活動が回復するほか、労働制約の大幅な緩和によって生産活動が回復するであろう。また、政府の民間経済重視の姿勢を受け民間部門の設備投資意欲が戻ることによって、経済成長率は押し上げられると考える。われわれは 2023 年の実質 GDP 成長率見通しを 5.5%増と予想する。

人民元レポート 米利上げ長期化見通しを受け、下落

中国人民元の対ドル相場は、6.75 台で取引開始。3 日発表の米雇用統計が市場予想を大幅に上回り、14 日の米消費者物価指数 (CPI) も市場予想を上回りドル高が進行。一方、人民銀は諸政策金利の据え置きを決定。中米金利差が拡大したことで、人民元は対ドルで下落した。本稿執筆時点では、6.93 台で推移する。対円相場は、本稿執筆時点では、19.6 台で推移する。

連載 「華南ビジネス最前線」

第 57 回 ～香港における ESG 動向

ESG とは、環境 (Environment)、社会 (Social)、ガバナンス (Governance) の英語の頭文字をとって作られた言葉である。香港においても、環境・社会をサステナブルに発展させていく、企業による ESG が活発に動き始めている。今回は、香港政府が打ち出している ESG 規制と政策の進化、最新の動向、および環境政策がもたらす日系企業の商機を紹介したい。

スペシャリストの目 税務会計

中国新印紙税法による外国企業への納税影響

2021 年 6 月 10 日「中華人民共和国印紙税法」(以下、「新印紙税法」) が公布され、2022 年 7 月 1 日から施行された。新印紙税法は、全体的に現行の税制枠組みを維持しているものの、税目と税率の簡素化と納税義務者等に関する規定の明確化がされている。さらに、補充規定が相次いで公布・施行された。本稿では、新印紙税法の変更点とこれに伴う外国企業への影響を考察する。

スペシャリストの目 日系企業のための中国法令・政策の動き

今回は、1 月中旬から 2 月中旬にかけて公布された政策・法令を取りあげる。



ASEAN にて躍進する中国系自動車メーカー

MU Research and Consulting (Thailand) Co., Ltd.

Associate 池内勇人

ASEAN の電気自動車 (EV) 市場の現状

東南アジアにおける 2022 年の EV 販売台数は、マークラインズ (MARKLINES) の統計によると、全体でおよそ 2.2 万台 (推定) であり、大幅に伸長している。その中でもタイ、インドネシアのシェアが高く、次いでマレーシア、シンガポールとなっている。メーカー別では上位 5 社が市場の約 60% を占めており、Wuling (中国) がトップシェアで約 19%、次いで MG (上海汽車) (中国)、BMW (ドイツ)、ORA (中国)、Mercedes-Benz (ドイツ) と続く。

国別にみると、現時点で先行しているのはタイである。その理由として、タイ政府が 2035 年までにタイ国内に流通する EV の完全国産化を目指しており、それに向けた様々な奨励が検討されている点が挙げられる。具体的には、輸入税や物品税の大幅な減税や免除などの手厚い施策が EV 市場を後押ししている。

タイとあわせ、注目すべきはインドネシアである。上汽通用五菱汽車 (中国) は、同社のブランド、Wuling の再進出と新車種展開などが後押しし、EV に注力している現代自動車 (韓国) と並び、インドネシア国内では同分野のマーケットリーダーとなっている。インドネシア政府も多様な奨励を公表しており、各社が EV 組立および電池分野での投資を検討している。インドネシア政府としては 2030 年までに 140GWh 相当の電池工場設立を目標としている。これについては、中国企業がニッケルの利権を押さえる意図による投資も含まれるため、その内容については注視する必要があるものの、今後この 2 カ国が域内の電動化をリードしていくであろう。

EV 市場は伸長しているとはいえ、その規模は乗用車販売数全体と比較してまだ僅少である。ただし、各国で EV に関する奨励策が打ち出される中、後発の中国系自動車メーカーを中心とした Original Equipment Manufacturer (OEM) 各社は、虎視眈々と域内での EV 供給機会をうかがっている。本稿では、EV 分野で代表的な中国系企業の動向について取り上げたい。

躍進する中国系自動車メーカー

MG (上海汽車)

2022 年末にかけて、様々な EV 生産推進策が公表される中、中国系自動車メーカーの台頭に影響を及ぼしたものが輸入関税である。中国から輸入される EV は、既にタイ・中国自由貿易協定 (FTA) によって無関税輸入が可能となっており、販売台数増への寄与が大きい。この点に関し、タイ自動車産業連盟のオンアート氏は、2021 年 8 月の同連盟の記者会見にて上海汽車の展開に関する質問において、「EV の国内生産を推進する政策に関して、プラユット首相は関税も合わせて、しっかりと検討していただきたい。EV の普及とタイ国内生産の推進のためには、もっと現実を直視し、我々の国の生産能力を向上する政策と、海外からの投資を呼び込むスキームを官民一体となって進めるべきだ」と、政府の政策の整合性について問題提起をしている。

EV 完成車免税の恩恵を最も受けた OEM として、中国系大手の上海汽車が挙げられる。既にタイ国内では 2013 年よりタイの大手財閥チャロン・ポカパン (CP) グループと合弁を組み、SAIC Motor-

CPとして活動している。SUVなど主に内燃系の車種を展開しており、EVに関しては、2018年から販売を開始している。2021年からはタイ政府の奨励策もあり、タイ国内での生産に切り替え、EVやプラグインハイブリッド車(PHEV)の車種展開を積極的に実施しようとしている。

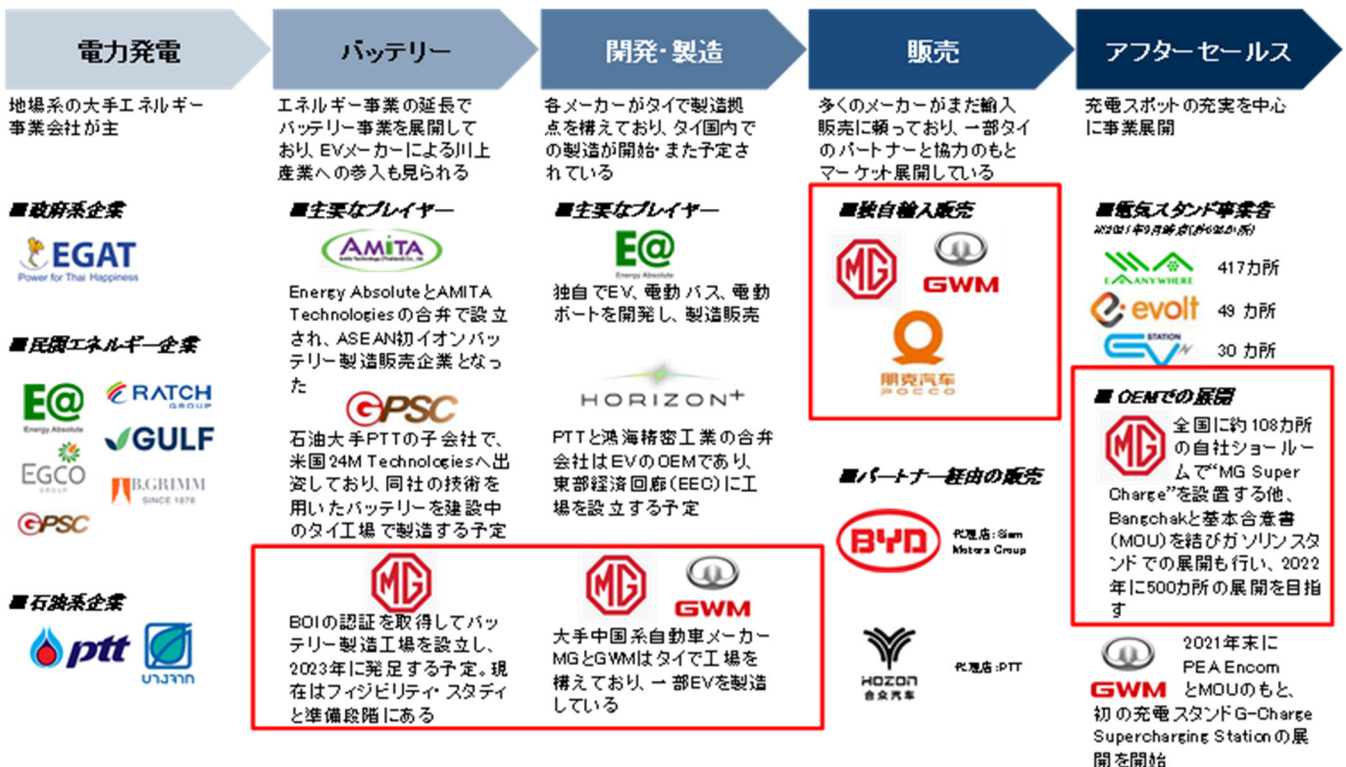
上海汽車の特徴は、EVに特化したエコシステムを強化している点である。例えば、インフラ整備では急速充電スタンドの全国展開に着手している。具体的な充電スタンドの数は未公表ながら、タイ国内にて「充電スタンドを探して150キロメートル以上運転する必要がないこと」を目標としている。また、マーケティング上の工夫もみられる。充電設備を保有しない顧客には、車両と充電器(MG Home Charger; 7kwほどの非急速充電仕様)設置費用込み(図2)のセット販売など、EV普及に向け一歩踏み込んだ施策を採用している。また、使用済みバッテリーのリサイクル方法の模索やEV関連の人材育成を進めるなど、全方位で投資を進めている。

地場企業・政府とも積極的な提携を推進している。Grabなどのプラットフォームの他、行政やガソリンスタンド事業者、電池事業者、工業団地など多様なパートナーと提携を進めており、川上から川下に至るエコシステム構築を強化している。

図1: タイにおける上海汽車および中国系自動車メーカー(赤枠)の展開図

MG:EVバリューチェーン

中国系自動車メーカーはEV展開においてEVエコシステムの構築にも注力



(出所) 資料を基に執筆者作成

図 2 : MG (上海汽車) を購入すると無料設置が可能な MG Home Charger



「100%の充電に7時間15分所要」と説明がある¹。
 (出所)「AUTOLIFE THAILAND.TV」

長城汽車

2021年6月にEV販売を開始した長城汽車だが、参入してから若干1年ながら、タイ国内での生産基盤を固めつつある。長城汽車は2020年2月、タイから撤退予定のGeneral Motorsの工場を取得、数カ月をかけて根幹技術であるパワートレインや自動生産システムを導入し、さらには先端生産技術や高水準安全システムを装備した、同社初となる東南アジアでのスマート工場に改装して参入を果たした。

長城汽車も上海汽車同様の戦略を策定しており、市場浸透やEV普及のアシスト、顧客の声の反映、新体験の提供等をモットーに掲げている。同社広報ディレクターのスッパラーン氏は「長城汽車のタイ進出は既存自動車市場への参入のみならず、市場に新体験を提供できるものと確信している。2023年内には、EVの現地生産も行う予定だ。現在のタイ国内の車種展開としては、小型EVのORA Good CatとPHEV SUVのHaval H6、ハイブリッド車(HEV) SUVのHaval Jolionなどが挙げられる。長城汽車はタイのみならず、アセアン全域のEV市場を牽引し、タイ経済全体を押し上げる存在になることを目標としている」²と述べている。先の発言で述べているEV市場を牽引するという目標に向け、タイ国内では具体的な計画「9in3」プランを打ち出しており、今後3年以内に9車種の展開を目指している。

タイ以外にもブルネイ、ラオス、ミャンマーへ進出している長城汽車は、2022年を「4+4」プランの年として、既存4カ国に加えて、マレーシア、ベトナム、フィリピン、シンガポールへの新規進出を掲げ、アセアン市場への一大攻勢をかけた。特にマレーシアは、アセアン域内の海洋部を攻略する鍵となる市場と位置付けており、タイからの輸出による拡販を図っている。

¹ MG Home Chargerを紹介するウェブサイト「AUTOLIFE THAILAND.TV」より
<https://autolifethailand.tv/spec-mg-zs-ev-minorchange-thailand-version/> (2022年11月初旬閲覧)

² 自動車情報サイト「Autospinn」の独占インタビューより
<https://www.autospinn.com/2021/10/great-wall-motor-thailand-84662> (2022年10月末閲覧)

BYD

自動車、電池大手の BYD は、中国系自動車メーカーの中では後発として、2022 年 8 月にタイにて組立事業を行うとし、本格参入している。従来、販売事業は Siam Motors Group、Siam Cement Group (SCG) と提携していたが、今般タイにおける正規販売代理店として、Rever Automotive と販売及びアフターサービス委託契約を締結した。Rever Automotive は、Siam Motors Group で知られるポンプラパー家のプラターンウォン氏とプラターンポーン氏が経営する新エネルギー車に特化した自動車販売会社である。販売事業に対し今後約 30 億タイバーツ (約 114 億円) を投じ、5 年以内に EV のリーディングカンパニーとなる目標を掲げる。また、EV と PHEV の現地生産計画が承認されており、工場建設予算は約 179 億タイバーツ (約 680 億円) で、2024 年までに生産開始の見通しである³。なお、SCG との提携は EV 製造網の構築と技術蓄積を目的として、今後も継続するとしている。

BYD は 2022 年 11 月にバッテリー式電気自動車 (BEV) の ATTO3 を投入した。タイのバンコクにて 2022 年 12 月 1~12 日に開催されたモーターエキスポ 2022 の時期を狙った新車種発表は、登場 1 カ月で 7,000 台以上の予約を受付するなど、タイ国内での BYD の存在感は増している。同社もアセアン域内への展開を模索しており、直近ではフィリピンにて、同国政府の戦略的投資優先計画 (SIPP) に基づく税優遇策を適用した EV 組立工場を計画しており、現在はその用地選定を行っている⁴と報道されている。同様にマレーシアでも 5 億リンギ (約 156 億円) を投じて地場財閥大手サイムダービーモーターズと連携し、同国での拡販を行うと、2022 年末に公表された⁵。すでにマレーシアでも、予約受付から 10 日で 1,000 台を受注しており、2023 年 1 月に先行 100 台を納車している⁶。

(執筆者連絡先)

MU Research and Consulting (Thailand) Co., Ltd.

池内勇人

住所 : 63 Athenee Tower 23rd Floor, Room 5, Wireless Road, Lumpini Pathumwan, Bangkok 10330, Thailand

E-mail: yuto.ikeuchi@murc.co.th

TEL: 66(0)818061995

³ 2022 年 9 月 WHA Group プレスリリースより

<https://www.wha-group.com/en/news-media/company-news/1434/wha-seals-600-rai-landmark-deal-with-byd-for-first-byd-new-energy-vehicles-plant-in-asean>

⁴ 2023 年 1 月 Manila Bulletin などの主要紙より

<https://mb.com.ph/2023/01/25/chinas-byd-eyes-ev-assembly-in-ph/>

⁵ 2022 年 12 月 同社 (サイムダービーモーターズ) プレスリリースより

<https://www.simedarbymotors.com/media/press-releases/sime-darby-motors-officially-launches-byd-in-malaysia>

⁶ 2023 年 1 月 同社 (サイムダービーモーターズ) プレスリリースより

<https://www.simedarbymotors.com/media/press-releases/sime-darby-motors-delivers-first-100-units-of-all-electric-byd-atto-3>



中国の外資政策の動向

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング
国際アドバイザー事業部
シニアアドバイザー 池上隆介

2023 年は中国にとって新型コロナの影響で落ち込んだ経済を回復させる年となる。2022 年 10 月の中国共産党第 20 回全国代表大会（第 20 回党大会）で指導部人事が一新され、12 月には 2020 年以來の“ゼロコロナ”政策による制限が解除された。こうした中で、中国の外資導入の方針や政策・措置がどのように変わるのかを述べてみたい。

中央経済工作会议での方針

中国では毎年 12 月に、翌年の経済方針を決定する、中国共産党中央委員会（党中央）・国務院による「中央経済工作会议」が開かれる。2022 年 12 月の当会議では、2023 年の重点方針として、内需拡大、現代化産業体系の建設加速、公有制経済の発展強化と非公有制経済の発展支援、重大経済・金融リスクの防止とともに、外資誘致と活用の強化が挙げられた。

公式報道によれば、重点方針の具体的な内容は、以下の通りである（注 1）。

- ・ ハイレベルの対外開放の推進、貿易・投資協力の質とレベルの向上
- ・ 市場参入の拡大、現代サービス業分野の開放の強化
- ・ 外資企業に対する内国民待遇の適切な実施、外資企業の政府調達・入札・標準制定への平等参加の保証、知的財産権と外資の合法的権益の保護の強化
- ・ 環太平洋パートナーシップに関する包括的かつ先進的な協定（CPTPP）とデジタル経済パートナーシップ協定（DEPA）等の高い基準の経済・貿易協定への加盟の積極的推進、ルール・規制・管理・基準との対比による国内関連分野の改革深化
- ・ 外資の中国での貿易・投資商談への最大限の利便提供、外資の代表的プロジェクトの建設推進

なお、公式報道では、外資誘致と活用の強化の方針とともに、「外資のストックの安定、増加量の拡大の促進」という方針も記載されている。ストックの安定（原文は「穩存量」）とは既存外資企業の数を安定させるという意味だろうが、こうした表現が使われるのは、既存の外資企業の撤退が増えており、新規投資の動向が不安定であると党・政府が認識していることによると思われる。

撤退については、中国のメディアで有名企業の撤退が度々報道されており、また外国メディアが報じる、在中国の外資企業組織が行ったアンケート調査などで中国事業の縮小や撤退を検討している企業が増えているという情報が伝わっているようである。一方、新規投資については、中国政府の統計によれば、2020 年から 2022 年までの“ゼロコロナ政策”期間中も過去最高を更新している。商務部の統計によれば、2020 年から 2022 年の 1～11 月の国外からの直接投資（実行額）は、1,295 億米ドル（前年同期比 4.6%増）、1,572 億米ドル（同 21.4%増）、1,781 億米ドル（同 12.2%増）となっている。こうした状況にありながら、2023 年の重点方針に「外資の誘致と活用の強化」が挙げられた。

その理由は、外資の拡大が中国経済の発展に寄与しているからだろうが、ほかに世界の直接投資の先行きが不透明なこともあると思われる。中国政府の有識者は、中国にとっては挑戦と機会が併存していると述べている。挑戦とは、世界各国の外資誘致競争がますます激しくなっていること、中国をめぐる産業チェーンの安全性や地政学的対立の不安から多国籍投資家がリスク分散を考えていること、中国の市場環境の変化や労働コストの上昇で低付加価値産業のシフトが始まっていることである。機会とは、中国は市場規模が大きく、産業の裾野が広いことから、投資家に多くの投資機会をもたらしていること、中国のビジネス環境が持続的に改善し、国際ランキングが急速に上昇していること、中国の外資誘致の潜在力が大きいことを挙げている（注2）。

ハイレベルの対外開放

中央経済工作会議で決定された上記の重点方針は、2022年10月の第20回党大会における習近平総書記の報告の中で提起された基本方針を踏まえたものだろう。その代表的なスローガンは「ハイレベルの対外開放の推進」である。「ハイレベルの対外開放」という表現は、「国民経済・社会発展第14次五カ年計画と2035年までの長期目標要綱」の内容を決定した2021年10月の党中央委員会総会（19期5中全会）から使われている。それ以前は、主に「対外開放の拡大」、あるいは「対外開放レベルの向上」という表現が使われていた。「ハイレベルの対外開放」の意味は、習近平総書記の報告で述べられている、貿易・投資協力の質とレベルを高めることであり、ルール・規制・管理・基準などに基づく制度型開放を拡大すること、また市場化・法治化・国際化した一流のビジネス環境を創造することと思われる。

中央経済工作会議では、第20回党大会では言及がなかった方針として、市場参入の拡大と現代サービス業分野の開放強化、CPTPP・DEPA等への加盟推進、外資の中国での貿易・投資商談への利便提供と代表的な外資プロジェクトの建設推進が決定されたが、これらは「ハイレベルの対外開放」の具体的な施策と理解できる。

なお、CPTPPとDEPAへの加盟については、ほかにも日中韓自由貿易協定や中欧投資協定など交渉中あるいは交渉が中断している経済連携協定がある中でこの2つの協定が挙げられたが、それは加盟国と交渉できる可能性が高く、また相互に関係があるためと思われる。DEPAは国境を越える電子商取引やデータ移転、人工知能やフィンテックでの協力などデジタル貿易に特化した協定で、チリ、ニュージーランド、シンガポールの3カ国が署名して2021年11月に発効したもので、中国はその直前に加盟申請を行っている。一方、CPTPPは、名称の通り、貿易・投資の自由化に関わる多くの分野にわたる包括的な協定で、デジタル貿易についての取り決めも含んでいる。2016年2月に米国を含む12カ国が署名したが、その後、米国が離脱し、最終的に11カ国の署名により2018年12月に発効した。中国は2020年9月に加盟を申請している。CPTPPの加盟国の中には、DEPAに加盟する3カ国も含まれていることから、中国にとってはDEPAへの加盟はCPTPPに加盟するための、いわば“足がかり”と見られる。いずれにしても、中国は先進的な経済連携協定のハイレベルのルールや基準に合わせて国内の諸制度を改革していくことを目指している。

近年の外資政策

この数年、中国の外資導入政策は、世界的な新型コロナ感染拡大と中国の“ゼロコロナ”政策によって人の往来が制限される中であって、法律・政策面の環境整備が中心だったと言える。

中国で新型コロナ感染が拡大した2020年は、外資関連の法律が大きく変わった年である。2020年1月1日から「外商投資法」が施行され、外資に対して、ネガティブリストによる特別管理措置を適用する場合を除いて、内国民待遇を与えることが明記された。また、同時に国务院の「ビジネ

「環境改善条例」も施行され、政府による、企業と個人に対する保護、平等待遇の保証、行政手続きの改善などの措置を実行することが規定された。

一方、政府が外資を例外的に制限または禁止する項目と奨励する項目のリストの改訂も頻繁に行われてきた。外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）は、「外商投資法」施行前の 2018 年から制定されたが、毎年のように改訂され、その都度、制限・禁止項目が削減されている。外商投資産業指導目録は、1995 年から政府が外資を奨励・制限・禁止する指導リストとして制定・改訂されてきたが、外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）が制定されたのを機に、2019 年から単独の奨励産業リスト（外商投資奨励産業目録）となり、中西部地区への投資奨励リストと合わせて公布されている。これもほぼ毎年改訂されているが、技術や専門性の高い項目を中心に大幅に項目が増えている。

特定区域の環境整備の面では、特に自由貿易試験区の拡大、海南自由貿易港の建設、サービス業開放拡大総合試行都市の拡大、それらでの改革・開放措置の進展が挙げられる。自由貿易試験区は、2013 年の上海での設立から 2020 年まで 5 回にわたって設立地や区域が拡大され、2020 年までに全国 21 省・自治区・直轄市に 70 カ所が設立されている。自由貿易試験区では、貿易と投資の自由化に向けた様々な改革・開放措置が試行されており、そのうち 200 項目以上は他の地区にも移転・実施されている。海南自由貿易港は、貿易・投資の自由度が最も高い区域として、ゼロ関税、資金・人・データの移動と輸送の自由化が目指されている。2020 年に全体計画が策定され、2021 年には「海南自由貿易港法」が制定され、これらに基づいて様々な政策・措置が実施されている。

また、外資を制限していたサービス業の開放拡大措置を試行するモデル都市として、2015 年に北京市が指定されたが、2021 年から 10 の大都市に拡大され、制限条件の緩和や手続きの簡素化などの措置が実施されており、これらの都市では外資のサービス業への投資が増えている。

最近の主な外資政策・法令の動き

<p>「外商投資法」制定 (2020 年 1 月 1 日施行)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外資に対する内国民待遇の適用、ネガティブリストによる特別管理措置の実施を規定 ・施行に伴い、「中外合弁企業法」、「中外合作経営企業法」、「外資独資企業法」の外資三法を廃止 ・施行後 5 年以内 (2024 年末まで) に外商投資企業の定款の組織機構と運営に関する規則を「公司法」の規定に合致させることが義務化
<p>「ビジネス環境改善条例」制定 (2020 年 1 月 1 日施行)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外資企業を含む全ての企業と個人に対する政府の保護、法に基づく平等待遇、行政手続きの簡素化、行政サービスの改善など、50 項目余りの措置を規定 ・2021 年から北京、上海、深センなどで行政手続きの簡素化措置を試行、2022 年 9 月から全国に拡大
<p>「外商投資参入特別管理措置 (ネガティブリスト)」改訂</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外資に対する制限・禁止項目の全国版リスト。最新のリストは 2021 年版 (2022 年 1 月 1 日実施) で、制限・禁止項目は初制定の 2018 年版の 48 項目から 3 回の改訂を経て 31 項目に削減
<p>「外商投資奨励産業目録」改訂</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外資を奨励する項目リスト。2019 年版から全国奨励産業目録と中西部地区優位性産業目録の 2 本立てで公布。最新版は 2022 年版 (2023 年 1 月 1 日実施) で、全国版は 519 項目、中西部地区版は 955 項目、製造業は高度・新技術、サービス業は製造業関連の

	<p>専門サービスを中心に項目が追加・変更されている</p> <p>※リスト記載の項目に投資する場合、生産設備輸入時の関税免除、土地の優先提供と価格優遇、西部地区と海南省での企業所得税の優遇税率が適用される</p>
自由貿易試験区の拡大、改革・開放措置実施	<ul style="list-style-type: none"> ・2013 年の上海での設立決定後、2020 年までに 21 省・自治区・直轄市の 70 カ所に拡大。貿易・投資の自由化に関わる多くの改革・開放措置が試行され、うち 200 項目以上が全国で実施 ・自由貿易試験区に適用される「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置 (ネガティブリスト)」も頻繁に改訂。外資制限・禁止項目は 2015 年版の 122 項目から 2021 年版の 27 項目に削減
海南自由貿易港の設立、法令・政策整備	<ul style="list-style-type: none"> ・2018 年に海南省全域を自由貿易港に指定。2020 年の「海南自由貿易港全体計画」と 2021 年の「海南自由貿易港法」を基本に、関連の政策・措置を実施
サービス業開放拡大総合試行都市の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・外資のサービス業への投資・参入拡大に向け、制限条件の緩和、手続きの簡素化の改革措置を試行するモデル都市を拡大。2015 年に北京市が指定され、その後、2021 年に天津・上海・海南・重慶、2022 年に瀋陽・南京・杭州・武漢・広州・成都に拡大

2023 年の外資政策

中央経済工作会議を受けて、中国メディアでは、2023 年には外資拡大に向けた多くの政策・措置が打ち出されるだろうという観測報道が多い。ただ、上記のように、外資に関する基本的な法律や政策の枠組みはすでに完成しているため、新たな政策・措置は、主にそれらを実施するための政府の取り組みについての措置ではないかと思われる。中央経済工作会議で提起された方針に即して言えば、以下のような措置が採られることが予想される。

1. 市場参入の拡大、現代サービス業分野の開放の強化

2023 年には外商投資参入特別管理措置 (ネガティブリスト) が改訂され、サービス業では通信・インターネット、教育、文化、医療などの制限条件が更に緩和されると見られる。また、上記のサービス業開放拡大総合試行都市が更に拡大されるものと思われる。

一方、製造業については、外商投資参入特別管理措置 (ネガティブリスト) を削減する余地が小さいことから、主に政府の誘致強化の取り組みによって外資拡大を図るものと思われる。この点では、2022 年 10 月に国家発展改革委員会や商務部など国務院 6 部門が共同で発布した文書に記載されるような措置が実施されると見られる (下表をご参照)。

製造業を中心とした外資拡大に関する主な政策・措置 (注3)

- ・ 外商投資参入特別管理措置 (ネガティブリスト) (2021 年版) を確実に実施するとともに、外資のプロジェクト化を実現する。
- ・ 外資参入後の内国民待遇を高い標準で実施する。外商投資企業の“生産要素” (土地、資金、労働力等) 取得、資格許可、事業運営、知的財産権保護、標準制定、入札・政府調達への参加等の面で平等な待遇を供与する。
- ・ 重大外資プロジェクトに対して土地使用、環境影響評価、立地計画、エネルギー消費等の面で政策支援を行い、重点外資プロジェクトに対しては土地使用、環境保護、物流、人員の入出国等の面でのサービスを強化する。
- ・ 中国国際投資貿易商談会、中国中部投資貿易博覧会等の重要展示会を通じ、多国籍企業の招待を増やし、医療・半導体・化学・エネルギー等の産業チェーンの誘致・マッチング等の投資促進活動を展開する。
- ・ 感染症予防と物流確保の活動を統一的にを行い、産業チェーン・サプライチェーンの安全・安定を促進する。
- ・ 条件に合う外商投資企業の各種証券市場への上場、企業債券の発行を支援する。
- ・ 外商投資企業の配当利益の再投資に対する企業所得税の優遇政策 (10%源泉課税の繰り延べ) を適切に実施する。地方政府が配当利益の再投資に対して土地・エネルギー等の提供を保証し、外資誘致に当たって優遇策を採り、投資・運営コストを下げることを奨励する。
- ・ 各地方で、地域的な包括的経済連携 (RCEP) 協定 (ASEAN10 カ国と日本・中国・韓国・豪州・ニュージーランドの 15 カ国の加盟により 2022 年に発効した経済連携協定) に関する公共サービスプラットフォームを構築し、製造業の外資企業に対する情報提供、貿易・通関・輸出管理法制・貿易救済措置等についてのサービス・指導を行う。
- ・ 外資の先進製造業と高技術分野 (先端設備、基礎デバイス、重要部品等)、研究開発・設計、現代物流、新エネルギー・グリーン・低炭素の重要技術革新・応用への投資を重点的に奨励する。また、中西部地区と東北地区での基礎製造、実用技術、民生消費等の分野への投資に対して政策支援を行う。
- ・ 外資のカーボンピークアウト・カーボンニュートラル戦略への積極的参加を誘導し、工業分野での低炭素行動とグリーン製造工程を実施する。外商投資企業がグリーン・低炭素分野の標準制定・改定、国家重点製品のエネルギー効率・エネルギー消費限度の確定に参加することを支持する。

2. 外資企業に対する内国民待遇の適切な実施、外資企業の政府調達・入札・標準制定への平等参加の保証、知的財産権と外資の合法的権益の保護の強化

これらは 2020 年から施行されている「外商投資法」や「ビジネス環境改善条例」に規定されている内容で、上記の製造業を中心とした外資拡大に関する政策・措置の 1 つにも挙げられているが、中央経済工作会議でも重点方針とされたのは、実際にはこれらの実施が進んでいないことを表している。そのため、その確実な実施をめぐって個別に政府の措置・取り組みについての通知や規定が發布されるものと思われる。また、その過程では、実施の妨げとなっている中央・地方政府の規定の整理も行われることが予想される。

なお、政府調達に関しては、以前から日本企業や中国に進出している日系企業が中国政府に改善を求めている問題が存在する。中国に進出する日系企業が組織する中国日本商会では、毎年、「中国

経済と日本企業白書」を作成し、中国政府への提言も行っている。その中で、一部の日系企業から、政府調達で外資企業製品であることを理由に失注し、あるいは入札に参加できなかったとの声が多数上がっていると指摘されている。この問題は、当初 2020 年の白書に記載されたが、2022 年の白書にも同じ内容が記載されており、改善がなされていない（注 4）。こうした問題は、外資企業の政府調達への平等参加の方針に反しており、早期の改善が期待される。

また、政府調達で外国製品を排除する動きがあることが、度々、日本のメディアで報道されている。2021 年 5 月には財政部と工業情報化部から「政府調達輸入製品審査指導基準（2021 年版）」という内部文書が地方政府に通知され、医療機器、海洋・地質測量関係設備、レーダー・通信システム、光学機器など 300 品目余りについて、国内製品の調達比率が指示されたという（注 5）。

2022 年 4 月には、国家市場監督管理総局が印刷、スキャン、ファックス、コピーの 1 つ以上の機能を持つ複合機についての国家規格である「情報セキュリティ技術、オフィス設備安全規範」（草案）を策定したが、その中で「中国国内で設計・開発・生産を完成すべき」ことが明記され、これが事実上の強制技術移転に当たるとして懸念されているという（注 6）。

政府調達での国産品優先については、WTO 協定では基本原則である内国民待遇は政府調達には適用しないとされており、上記の報道のような状況が WTO 協定に反しているとは言えない。また、国家規格の適用による強制技術移転についても、WTO 協定では明確ではなく、加盟国間で議論が分かれていると言われている。しかし、CPTPP では、政府調達や国家規格についてもより厳格な規律、高い基準を設けており、中国政府が加盟を目指すのであれば、自らこれらの問題を是正することが望まれる。

3. 外資の中国での貿易・投資商談への最大限の利便提供、外資の代表的プロジェクトの建設推進

これらは政府の外資誘致の取り組みの一環だろうが、ほかにも様々な外資誘致活動が活発に行われるものと思われる。すでに 2022 年後半から多くの地方政府代表団が日本を訪問しており、セミナーや企業訪問などを通じて企業の投資誘致を行っている。また、中国に進出している日系企業に対して、地方政府が補助金を交付して配当利益の再投資を促す動きが広がっているとも聞く。

以上のように、2023 年の外資導入に対する政府の取り組みは、政策による誘導ではなく、企業に対する投資誘致・支援が中心になるものと思われる。

（注 1）新華社報道「中央経済工作会議が北京で挙行される」（2022 年 12 月 16 日）。原文は中央人民政府ポータルサイトの次のサイトに掲載。

http://www.gov.cn/xinwen/2022-12/16/content_5732408.htm

（注 2）中新経緯報道「隆国强：如何にして中央経済工作会議が提起した外資誘致と活用の強化を執行するか？」（2022 年 12 月 18 日）。原文は次のサイトに掲載。

<https://www.jwview.com/jingwei/html/m/12-18/518326.shtml>

（注 3）「製造業を重点として外資の増加量拡大、ストック安定、質の向上を促進することに関する若干の政策・措置」（2022 年 10 月 13 日発布・実施）。原文は国家発展改革委員会の次のサイトに掲載。

https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202210/t20221025_1339087.html?code=&state=123

（注 4）中国日本商会の白書は、同商会の次のサイトに掲載されている。

<http://www.cjcci.org/list/576.html>

(注 5) 日本経済新聞電子版記事「中国政府調達、国産を優先 医療機器など 315 品目」(2021 年 8 月 12 日)。

<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGM072P00X00C21A8000000/>

(注 6) 読売新聞オンライン記事「複合機、中国国内での設計・製造要求…日米「事実上の技術強制移転だ」強く懸念」(2022 年 7 月 3 日)。

<https://www.yomiuri.co.jp/world/20220702-OYT1T50369/>

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

E-mail: r-ikegami@murc.jp ホームページ : <https://www.murc.jp>

13 ページから 16 ページは、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券インベストメントリサーチ部による寄稿レポートとなり、三菱 UFJ 銀行トランザクションバンキング部の見解、意見などを示すものではありません。

三菱 UFJ 銀行トランザクションバンキング部と三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券インベストメントリサーチ部では、本寄稿レポートに関し見通し・シナリオのすり合わせや意見調整などは行っておりません。

三菱 UFJ 銀行トランザクションバンキング部は、本寄稿レポートに掲載された情報の正確性・信頼性・完全性・妥当性・適合性について、いかなる表明又は保証をするものではなく、一切の責任又は義務を負うものではありません。

**中国 2023 年経済見通し: コロナ規制緩和、民間経済重視を受け 5.5% 成長を予想する**

三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券
インベストメントリサーチ部
チーフエコノミスト 李智雄

2022 年の中国実質国内総生産 (GDP) 成長率は、新型コロナウイルス感染拡大やそれを受けた断続的なコロナ規制の強化などにより 3.0% 増となった。2023 年は、(1) コロナ規制解除を受け、サービス産業を中心に消費活動が回復するほか、(2) 労働制約の大幅な緩和によって生産活動が回復するであろう。また、(3) 政府の民間経済重視の姿勢を受け民間部門の設備投資意欲が戻ることによって、経済成長率は押し上げられると考える。われわれは 2023 年の実質 GDP 成長率見通しを 5.5% 増と予想する。なお、不動産市場の不振は続くものの、引き続き政策サポートが強化されていくと考える。

コロナ規制緩和、民間経済重視を受け、経済見通しを上方修正**重要な変革は習近平政権 3 期目決定の後に起こった**

2022 年の実質 GDP 成長率は 3.0% 増となり、3 月時点の政府目標である 5.5% 前後を大きく下回る形となった。

2022 年は中国にとってどういう年だったのか。2022 年 10 月の中国共産党全国代表大会を経て、習近平政権の 3 期目が確実となったことが最も重要なイベントであったと言える。

だが、短期経済上の重要なイベントはその後に相次いだ。11 月には一部の地域でコロナ規制に対する不満から抗議活動が頻出した。それを受けて、中国政府は新型コロナウイルス関連の規制を大幅に緩和し、国内および国境をまたぐ経済活動の営みが非常に容易になった。

さらに 2022 年 12 月の中央経済工作会議においては、2021 年の中央経済工作会議では言及されていなかった「大衆創業・万衆創新」の発展を促進するとの言葉が復活したほか、政策と世論の両面で民営経済・民営企業の発展を支援するとして、民間経済重視を打ち出している。

これらを受けてわれわれは、2023 年の中国の実質 GDP 成長率見通しを従来の 4.9% 増から 5.5% 増へと上方修正する。

2023 年の中国経済を概観すれば、サービス産業を中心に消費活動がリオープン (経済再開) を受けて戻るほか、生産活動における労働制約の大幅な緩和、民間部門の設備投資意欲が戻ることによって、経済成長率は押し上げられると考える。一方で、不動産市場の不振は続くものの、こちらに関しては引き続き政策サポートが強化されていく見通しだ。

2022 年の振り返り

2022 年を改めて振り返ってみると、次のような事実で整理できそうだ。

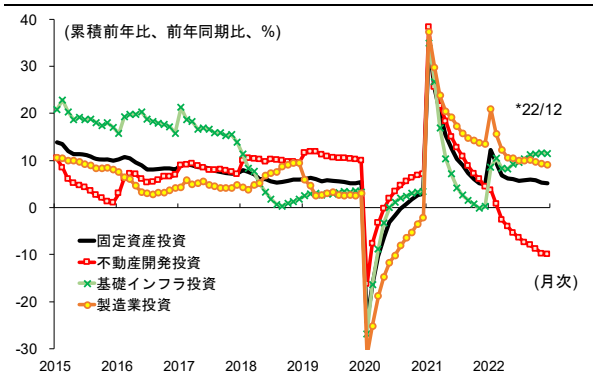
まず実質 GDP 成長率は 3.0% 増と、3 月の政府目標である 5.5% 前後を下回った。だが、そもそも経済成長率目標は「所期性」(努力目標) であり「拘束性」(必達目標) ではない。さらに 2021 年 (目標は 6% 増以上、実績は 8.1% 増) とならせばそこまで低いわけでもない。また、若年層の失業率は

高止まりしているものの、中国都市部の新規就業者数は2022年に1,206万人と、政府目標の1,100万人を達成している。

マクロ経済指標の他の項目を見ると、次のことが言える。まず(1)政策サポートを受けたインフラ投資は堅調だ。一方で(2)固定資産投資全般に関しては民間投資がそれほど強かったとは言えない。それから、(3)不動産開発投資が数々の政策サポート(金利引き下げや購入規制緩和など)にもかかわらず低迷が続いたことだ。

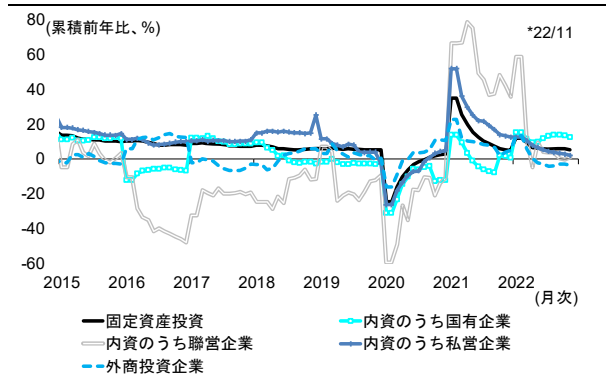
さらに(4)生産活動は自動車の減税効果などを除けば弱く、(5)消費も同じく自動車の減税効果分などを除けば低迷していた。なお(6)サービス産業の活動も弱かった。

図表 1. 固定資産投資の推移



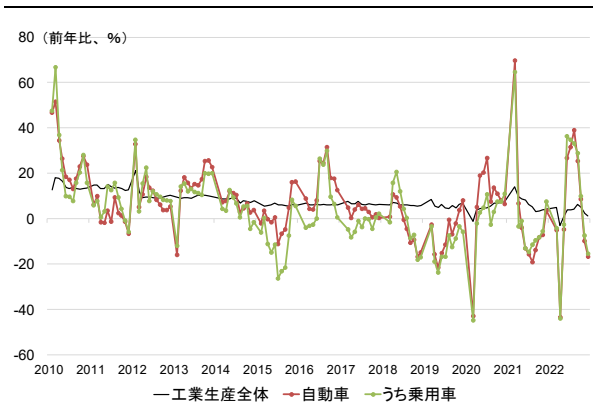
注：基礎インフラ投資（電力、熱、ガス、水道含む）はMUMSS試算
出所：中国国家统计局よりMUMSS作成

図表 2. 国有対非国有の固定資産投資の推移



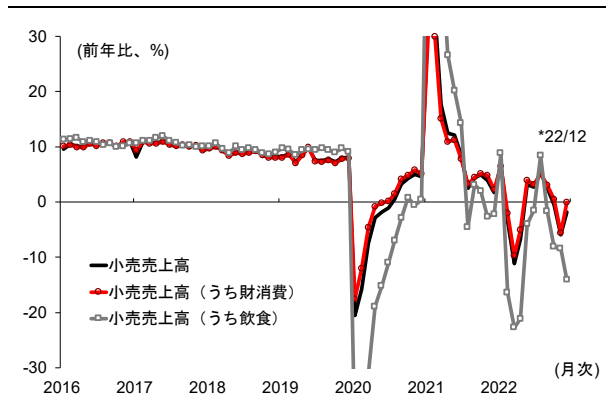
出所：中国国家统计局よりMUMSS作成

図表 3. 鉱工業生産及び自動車生産台数



出所：中国国家统计局よりMUMSS作成

図表 4. 小売売上高



出所：中国国家统计局よりMUMSS作成

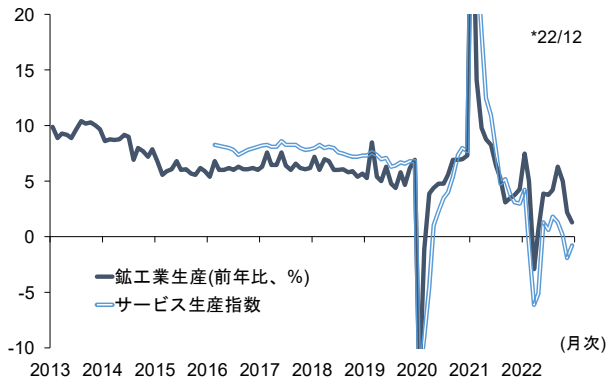
生産活動の弱さの一因に新型コロナウイルスによる移動規制や、サプライチェーン断絶による部品不足などがあったと考えられる。例えば中国製造業購買担当者景気指数（PMI）のうち供給制約を示す指標は、2022年6、7月は改善したものの、全体としては低迷していた。

ただし少し気になる点があるとすれば、自動車の減税が行われて以降、消費の改善に合わせて自動車の生産もサプライチェーンの入荷遅延も改善していたことである。2022年中の生産低迷の背景に部品不足や労働制約があったことは間違いないであろうが、需要が見込まれた場合には、生産活動の回復も不可能ではなかったように見える。

2023年の見通し：(1) コロナ規制緩和による生産と消費の戻り

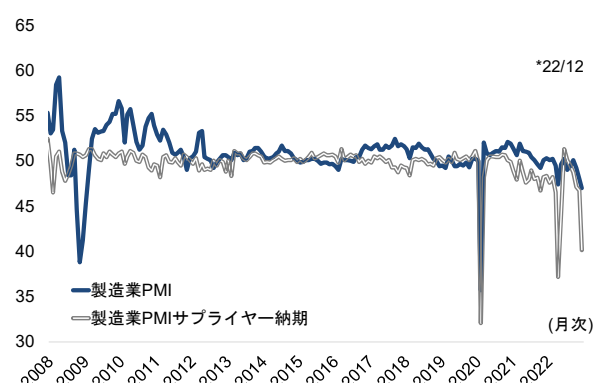
いずれにせよ、これまでの制約条件の1つであったコロナ規制による労働制約の部分が大きく緩和されたことで、生産活動は回復しやすくなったと言えそうだ。ただし、生産回復のためには、同時に需要の回復も必要であることは指摘しておこう。

図表 5. 鉱工業生産活動指数及びサービス産業活動指数



出所：中国国家统计局より MUMSS 作成

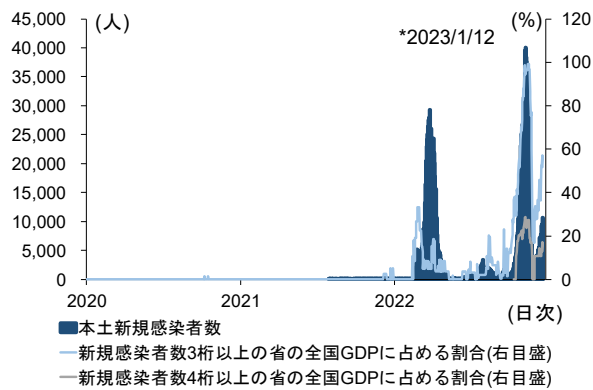
図表 6. 製造業の供給遅延



出所：中国国家统计局より MUMSS 作成

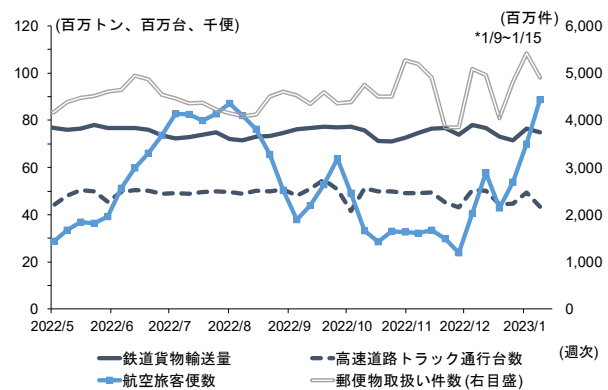
コロナ規制の緩和により、生産活動が戻ると同時に、サービス消費も活発化してくるであろう。実際、高頻度データによって確認してみると、航空旅客便数は大きく改善してきていることがわかる。

図表 7. 高頻度データ 1：感染状況



注：2022年12月7日発表の「新十条」より、PCR検査の範囲は一段と縮小、頻度も減少。WHOより実態の「過少報告」が指摘された。
出所：中国国家衛生健康委員会、国家统计局より MUMSS 作成

図表 8. 高頻度データ 2：運輸、郵便業界



出所：中国交通运输部、CEIC Dataより MUMSS 作成

2023年の見通し：(2) 政府のスタンスが民間経済重視へ

コロナ規制の緩和に加えて、重要なのは政府の政策スタンスである。2022年12月の中央経済工作会议において2021年の中央経済工作会议では言及されていなかった「大衆創業・万衆創新」の発展を促進するとの言葉が復活したほか、政策と世論の両面で民間経済・民間企業の発展を支援するとして、民間経済重視が打ち出された。また、2022年12月の中央経済工作会议において、習近平国家主席は「私は一貫して民間企業を支持している」と発言した（人民日報、2022年12月18日付）。

2022 年 12 月のゼロコロナ政策緩和と中央経済工作会議は、これまでの中国政府の政策から大きく転換した形に見える。推測に過ぎないが、習近平政権 3 期目が決定したことで、党内の不協和音が沈静化され、これまでの国有企業重視や民間規制重視だった姿勢が緩和され、政策の方向性がいわば「中道」に戻ったのではないかと判断される。

図表 9. 2021 年と 2022 年の中央経済工作会議の比較

	2021年	2022年
共同富裕	共同富裕実現のため生産力を発展させるだけでなく、分配をきちんとやらなくてはならない。	(言及なし)
国有・民間	資本に対する信号機を設け、資本を有効に監督し、その野蛮な成長を抑えなければならない。	2つの「ブレることなく」を堅持する。国有企業・国家資本の改革を深化。制度と法律の両面で国有・民間の平等な待遇を実現。政策と世論の両面で民営経済・民営企業の発展を支援。プラットフォーム企業の経済発展等におけるけん引効果の発揮を促す。
大衆創業・万衆創新	(言及なし)	大衆創業・万衆創新の発展を促進。
改革開放	高水準の開放を促進する。	揺るぎなく改革開放を深化させ、経済社会発展の動力と活力を継続的に高めていかなければならない。

出所：中国政府発表より MUMSS 作成

それを裏付けるかのように、中国の EC 大手アリババグループが本社を置く浙江省杭州市政府と戦略提携を深化すると報道された（杭州市地元紙、2023 年 1 月 10 日付）。

つまり 2023 年は、3 期目に入った習近平政権のもと、民間経済重視、開放重視の姿勢が強く打ち出されていく可能性が高い。それは、民間の消費活動はもちろんのこと、設備投資にもプラスの影響を与える可能性が高い。

まとめれば、2023 年の中国経済は、まず (1) リオープンングを受けてサービス産業を中心に消費活動が回復するほか、(2) 労働制約の大幅な緩和によって生産活動が回復する、また (3) 政府の民間経済重視の姿勢を受け、民間部門の設備投資意欲が戻ることにより、経済成長率は押し上げられると考える。われわれは実質 GDP 成長率が 5.5% 増に戻ると予想する。

図表 10. 中国経済見通し・金融見通し

暦年・四半期		2021	2022	(2023)	(2024)	(2025)	22 3Q	22 4Q	(23 1Q)	(23 2Q)	(23 3Q)	(23 4Q)	(24 1Q)	(24 2Q)	(24 3Q)	(24 4Q)	
実質 GDP	前年比	%	8.4	3.0	5.5	4.5	4.2	3.9	2.9	4.7	7.6	4.4	5.3	4.6	4.5	4.5	4.4
名目全国投資	前年比	%	4.9	5.1	6.7	5.4	5.0	5.9	5.1	6.0	6.7	6.3	6.7	5.6	5.5	5.5	5.4
名目小売総額	前年比	%	12.5	-0.2	6.2	4.5	4.4	3.5	-2.7	5.0	9.0	4.5	6.3	4.4	4.5	4.6	4.6
CPI	前年比	%	0.9	2.0	1.8	1.5	1.5	2.7	1.8	2.3	1.7	1.7	1.6	1.3	1.4	1.5	1.6
M2 (未残)	前年比	%	9.0	11.8	9.5	8.5	8.0	12.1	11.8	11.0	10.5	10.2	9.5	9.1	9.0	8.8	8.5
通関貿易収支	季調値	10億ドル	689.4	890.0	520.0	610.0	640.0	240.7	177.4	150.0	140.0	120.0	110.0	150.0	150.0	150.0	160.0
LPR1 年物	期末値	%	3.80	3.65	3.65	3.65	3.55	3.65	3.65	3.65	3.65	3.65	3.65	3.65	3.65	3.65	3.65
10年債利回り	期末値	%	2.78	2.80	2.80	2.75	2.70	2.75	2.80	2.85	2.85	2.80	2.80	2.80	2.75	2.75	2.75

出所：中国国家统计局、中国人民銀行、商務部、CEIC Data。() 内は 1 月 20 日時点の MUMSS インベストメントリサーチ部予測値。

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券

インベストメントリサーチ部

李智雄

住 所：東京都千代田区大手町 1-9-2 大手町フィナンシャルシティ グランキューブ

E-Mail: lee-chiwoong@sc.mufg.jp TEL: 03-6627-5234



米利上げ長期化見通しを受け、下落

三菱 UFJ 銀行
グローバルマーケットリサーチ
アナリスト 横尾明彦

2月のレビュー

中国人民幣元（以下、「人民幣元」）の対ドル相場は、6.75 台で取引開始すると、月を通じておおむね一本調子でドル高人民幣元安となった。3 日発表の米雇用統計が市場予想を大幅に上回ったことをきっかけにドル高地合いとなると、14 日には、米消費者物価指数（CPI）も市場予想を上回ったことで一段とドル高が進行。一方、中国人民銀行（以下、「人民銀」）は今月も中期貸出ファシリティ（MLF）金利、最優遇貸出金利（LPR）を、それぞれ据え置いたことで、中米金利差が拡大した。27 日には昨年 12 月 30 日以来 6.97 台まで下げ幅を拡大し、本稿執筆時点では、6.93 台で推移する（第 1 図）。対円相場は 19.2 台で取引開始後、円が弱含むなかで緩やかな人民幣元高が進んだ。10 日の日銀総裁人事報道により、一時は急速に円高が進んだものの、すぐに値を戻した。本稿執筆時点では、19.6 台で推移する（第 2 図）。

第 1 図：人民幣元対ドル相場
(2 月 28 日 12 時まで)



(資料) Refinitiv より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第 2 図：人民幣元対円相場
(2 月 28 日 12 時まで)



(資料) Refinitiv より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

中米金利差が意識されたことで、人民幣元安に

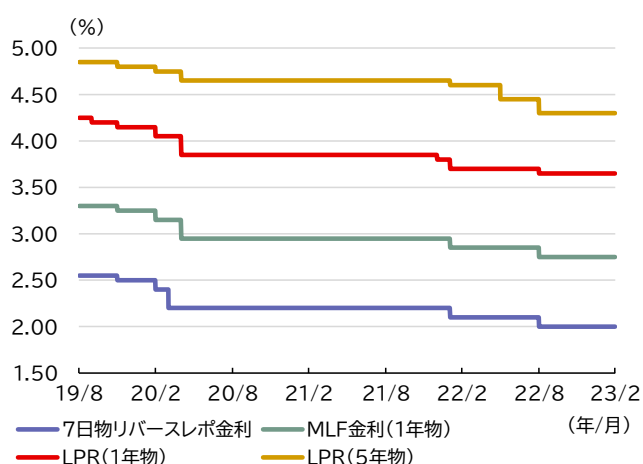
2 月は米国で、雇用統計や CPI など堅調な経済指標が続き、FRB の利上げ長期化の期待が高まった。米金利が上昇する一方で、中国では人民銀が MLF 金利や LPR など、諸政策金利を据え置いた（第 3 図）。結果として、米金利低下に伴って縮小していた中米間の長期金利差は、拡大に転じており（第 4 図）、これを受けて、人民幣元の対ドル相場は 6.9 台半ばと、昨年 12 月末時点の水準まで下落している。

人民銀の金融緩和方針は変わらない

こうしたなか、人民銀の金融緩和方針は変わらない。足もと、中国が直面する最大の課題は景気低迷の長期化であり、21日には、共産党の会議の場において、昨年12月に決定した「積極的な財政政策と緩和的な金融政策」との経済政策方針が再確認された。

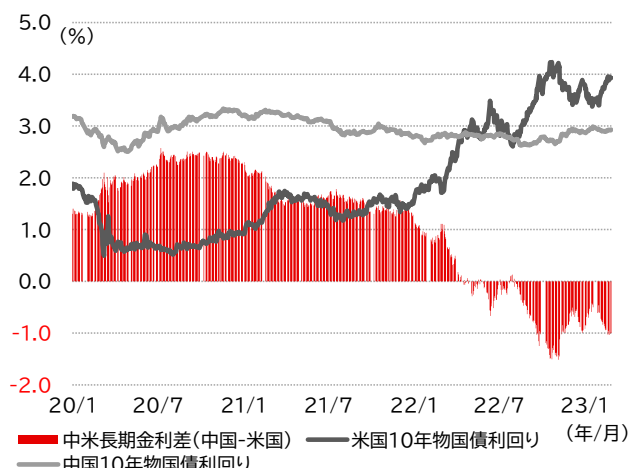
昨年未までの強力なゼロコロナ政策による不動産市況の低迷によって、地方政府の主要財源である土地利用権の売却収入が減少。さらに、景気対策のための減税や補助金給付の拡大によって、地方政府の財政は悪化している。地方政府が財源不足で大規模なインフラ投資に動くことができないなか、弱含む内需を下支えするために、人民銀は金融緩和を継続する見通しだ。24日に公表した四半期報告書で人民銀は、「目前の外部環境は依然として厳しく、複雑で、国内経済の回復の基礎はなお定まっていない」としたうえで、金融緩和の継続によって景気を下支えする方針を示した。人民銀としては、政権上層部による景気下支えの要請に加え、1月のCPI上昇率が前年比+2.1%と、目標である「同+3.0%前後」を下回っていることから、物価が適切に抑制されていると判断しており、この先も利下げを含めた金融緩和スタンスを継続する構えと言えよう。

第3図：諸政策金利 (2023年2月まで)



(注) LPRは2019年8月以降、貸出金利の参照基準とされている。
 (資料) 中国人民銀行より三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第4図：中米長期金利差



(資料) 中国人民銀行より三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

来月の見通し：全人代後、一層の経済正常化が進展すると予想

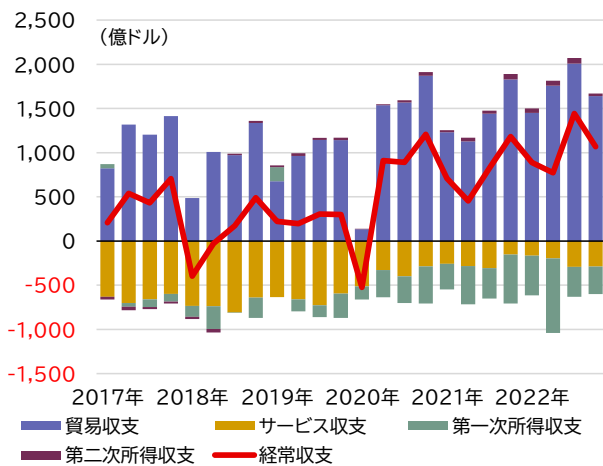
3月5日には国会に相当する全国人民代表大会(全人代)が開幕する。同時期に開催される全国人民政治協商会議とともに政府人事が決定され、全人代閉幕後には3期目の習近平政権が本格始動する。李克強首相や劉鶴副首相に加え、人民銀の易綱総裁など、これまで経済政策を担当してきた高官が引退するとみられる一方で、現在は国家発展改革委員会主任を務める何立峰氏が経済担当の副首相に就任する見通しだ。2023年の実質GDP成長率目標が5.5%前後に設定されるとの報道もみられ、全人代後には何氏のイニシアティブのもと、具体的な経済対策の立案が進められるだろう。4月以降に景気対策が実施されることで、年半ば以降には景気回復が加速し、結果として人民元高が進みやすくなると考えられる。

人民元安は一時的なものとする予想

また、経常収支を確認すると、足もとのドル高圧力が緩和すれば、人民元は上昇しやすい状況にあると言える(第5図)。新型コロナウイルスの流行によって中国人の海外旅行が激減したことで、旅行収支の赤字は大幅に縮小した状態だが、この状況は当面続く見通しだ。1月はゼロコロナ政策

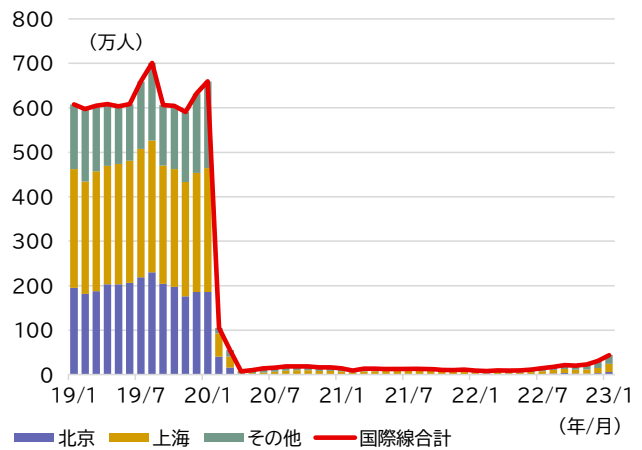
撤廃後の春節休暇があったが、国際線の旅客数は 2022 年 1 月の 8 万人より増加したものの、44 万人程度にとどまった。コロナ前の 2019 年 1 月実績である 608 万人には遠く及ばない水準だ (第 6 図)。これは、旅客機不足で航空機チケット代金が高騰していることや、日本や韓国などのように、中国人旅行者の入国規制を行う国があったことなどが背景にあると考えられる。日本政府が 3 月 1 日から中国人向けの水際対策を緩和するなど、海外渡航の障害はなくなりつつあるものの、景気減速に伴う雇用・所得の悪化によって、足もとの国民の懐事情は厳しい。本格的な海外旅行の回復は、景気回復が進む本年下半期、特に国慶節休暇がある 10 月以降にずれ込むとみられる。旅行収支の赤字が再拡大し、人民元相場を圧迫しはじめるまでには、今少しの猶予があると言えよう。その点、足もとで進行する米金融政策に対する期待の修正だが、これまでよりも利上げの到達点や利上げ停止の時期を後ずれさせるものではあっても、利上げの停止や将来の利下げ自体を否定するものではない。修正が一巡した年後半には再び利下げを織り込む形でドル安地合いに回帰し、旅行収支の赤字の再拡大による人民元安を抑え込むことになるとみておきたい。目先は米国側の要因によって一時的に 7.0 元を超えるドル高、人民元安が進んだとしても、対ドル相場は年後半にかけて、緩やかに人民元高方向に推移していくと予想する。

第 5 図：経常収支
(2022 年第 4 四半期まで)



(資料) 中国国家外貨管理局より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第 6 図：中国人の国際線旅客数
(2023 年 1 月まで)



(資料) 中国民航局、北京首都国際空港株式会社、上海国際空港株式会社より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

予想レンジ

	23 年 3 月	4 月～6 月	7 月～9 月	10 月～12 月
USD/CNY	6.750～7.100	6.600～6.950	6.450～6.800	6.350～6.700
CNY/JPY	19.3～20.3	19.2～20.2	19.1～20.1	19.0～20.0

予想レンジは四半期中を通じた高値と安値の予想

(2023 年 2 月 28 日脱稿)

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ 銀行 グローバルマーケットリサーチ

アナリスト 横尾明彦

Tel: 050-3842-8809

E-mail: akihiko_yokoo@mufg.jp



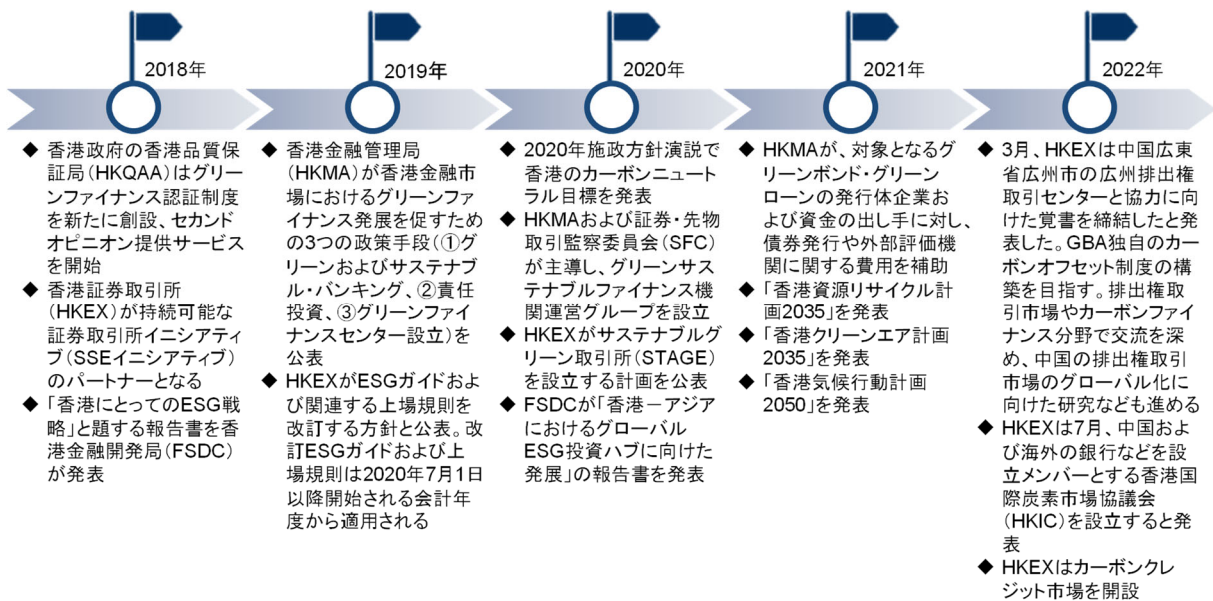
「華南ビジネス最前線」
第 57 回 ～香港における ESG 動向

三菱 UFJ 銀行
香港法人営業部
アドバイザー室

ESG とは、環境 (Environment)、社会 (Social)、ガバナンス (Governance) の英語の頭文字をとって作られた言葉である。近年は、企業経営においてサステナビリティへの取り組みを評価するという考え方が広まり、これらの3つのキーワードから企業を分析して投資を行う「ESG 投資」が世界的に注目されている。また、企業の立場から ESG に積極的に取り組む経営を「ESG 経営」と呼ぶ。香港においても、環境・社会をサステナブルに発展させていく、企業による ESG が活発に動き始めている。今回は、香港政府が打ち出している ESG 規制と政策の進化、最新の動向、および環境政策がもたらす日系企業の商機を紹介したい。

1. 香港における ESG 規制と政策の進化

【図 香港における ESG 関連規制の進化軸】



(出所) 資料を基に三菱 UFJ 銀行 香港法人営業部 アドバイザリー室作成

上場企業に ESG 報告書発行の義務付け

2020年7月にHKEXが施行した「環境・社会・ガバナンス報告ガイド」(ESGガイド)の改訂版では、全上場企業にESG報告書の発行を義務付けるとともに、ESG関連情報を反映することが求められる開示義務項目を追加し、ガバナンスの枠組み、開示の範囲と原則が新たに定められた。特に、ESG関連の課題に対する取締役会の監督責任を強化するとともに、ESG要因と重要業績評価指標(KPI)の選択プロセスに関する開示要件が提示され、省エネルギーと気候関連リスクへの対処戦略を強調した。

一方、ESG がビジネスにおける注目ワードとなる中、香港市場でも「グリーンウォッシュ（うわべだけで実体の伴わない環境配慮）」と指摘される事例が発生し、環境保護やグリーンファイナンスの宣伝文句のもとで投資家を誤解させ、ESG 投資市場の健全な発展に悪影響を与えたと懸念されている。グリーンウォッシュを市場から排除し、投資家を保護するために、SFC は 2019 年、運用会社に資金を提供するためのガイドラインを発行し、ESG ファンドへの投資の優先順位と具体的な投資戦略を説明して、投資家が ESG の考慮事項を実行に移す方法を示すことを要求した。さらに、2021 年改訂版では、ESG ファンドの定期的な評価方法を開示することを追加要件としており、より標準化された ESG 投資活動を推進している。

排出権取引

2022 年からは ESG を推進する動きがさらに加速し、HKEX は 2022 年 3 月 24 日、中国広東省広州市の広州排出権取引センターと協力に向けた覚書の締結を発表した。排出権取引を含むカーボンファイナンス（炭素金融）分野で協力することで、中国が掲げる「2030 年に二酸化炭素（CO₂）排出のピークアウトを達成し、2060 年にカーボンニュートラルを実現」という目標達成への貢献を目指している。具体的には、GBA（広東・香港・マカオ大湾区：Greater Bay Area）独自のカーボンオフセット（排出量相殺）制度の構築を目指す。また、排出権取引市場やカーボンファイナンス分野で広州市との交流を深め、中国の排出権取引市場のグローバル化に向けた研究なども進めると報道された。

そして、同年 10 月 28 日に HKEX は、CO₂ の排出枠（カーボンクレジット）や関連商品を取引する市場「コア・クライメート（Core Climate）」を開設したと発表した。同市場を通じて、世界中の排出枠の調達や売却などが可能になる。コア・クライメートに上場する排出枠や商品は全て、世界最大のカーボンオフセット任意基準「VCS」などにより国際的に認証されたものになる。さらに同年 11 月 24 日、HKEX はコア・クライメートについて、開設 1 カ月足らずで 40 件余りの売買が成立したと発表した。売買された排出枠は、約 40 万トン分に上るといふ。香港や中国本土、海外の 21 社・団体が売買に参加した。今後、日本企業の参画が期待される。

香港気候行動計画 2050 がもたらす日系企業の商機

2021 年、香港政府は、パリ協定に対応するためにいくつかの新たな行動計画を発表した。このうち総まとめともいえるのが、同年 10 月に発表された「香港気候行動計画 2050」（以下、CAP2050）だ。CAP2050 では、2035 年に CO₂ の排出量を 2005 年から半分に引き下げ、2050 年までに CO₂ 排出量を実質ゼロにする目標を打ち出した。「2014 年に CO₂ 排出はすでにピークアウト、2050 年にカーボンニュートラル達成を目指す」とし、今後 15～20 年間で気候変動に関する様々な緩和策や適応策に 2,400 億香港ドルを投じると公表した。

CAP2050 で特に提言されているのが、ネットゼロ（温室効果ガスの排出量から吸収量を差し引いた合計がゼロ）発電、省エネルギー型のグリーン（環境に配慮した）ビルディング、グリーン輸送、廃棄物削減の各施策である。例えば、ネットゼロ発電においては、2035 年までに香港での日常的な発電における石炭使用を停止する一方、低炭素もしくはゼロカーボンエネルギーに置き換える。また、ゼロカーボンエネルギーの供給量増加に向け、新エネルギーの試用および近隣地域との連携を強化する。そして、投資や発展の機会を追求し、香港近隣のゼロカーボンエネルギープロジェクトに参画・運営することを目指す。従って、太陽光発電システム、太陽光パネルなどの分野に参入を考えている企業にとっては、チャンス到来といえるだろう。

グリーンビルディングについては、スマート技術を駆使した省エネ管理の充実や、建物・インフラのエネルギー効率化などの技術も香港市場から求められるだろう。グリーン輸送では、「香港電気自動車（EV）普及ロードマップ」に示した措置を推進し、2050 年までに全ての車両の排出ガスゼロ

を目指している。特に、水素燃料電池を搭載したバスや大型車両の試験導入がされる予定である。廃棄物削減では、香港政府は廃棄物発電施設の開発、廃棄物削減とリサイクルの推進、ごみ処理の有料化に向けた準備を進め、ごみ削減とリサイクルの奨励、公共施設の充実やサポートの強化を図っている。これらの点で、廃棄物の排出・回収・リサイクルに関連する日系企業には商機があるといえるだろう。

2. まとめ

香港は、アジアの国際金融センターとして、ESG 規制の策定を急速に進めてきた。今後の企業を評価する指標は、単なる利益の追求だけでなく、世の中の問題にどれだけ真摯に取り組んでいるのかが大いに関係するため、ESG を推進することで、感度の高い投資家からの評価を獲得できる可能性が高まるだろう。ESG 経営は「社会的責任を果たす」「企業の信用度を向上させられる」などの点から、非常に有意義な施策である。業界を問わず、地球環境に負荷のかかる経営では、経済活動はいずれ困難になる。環境問題とは直接関わりのない企業でも、省エネルギーなどで環境問題に対し積極的に取り組むことが、ESG 経営の盤石な基礎となるだろう。

ただし、ESG 経営の導入によるコストアップを懸念している企業は少なくない。それを解決するため、2021 年、HKMA は「グリーンで持続可能な金融助成制度 (Green and Sustainable Finance Grant Scheme)」を開始した。これは、債券発行費用および外部審査費用をサポートする助成金制度である。過去 5 年以内に香港で債券発行したことがなく、かつ外部審査機構による審査を済ませていることなどの条件を満たす企業であれば、HKMA から一般債券発行費用の半額 (最大 250 万香港ドル) が助成される。また、外部審査費用も全額 (最大 80 万香港ドル) が支給される。こうしたバックアップが、香港の ESG ハブとしての発展に寄与することが期待される。当室では、引き続き香港の ESG 政策動向を注視していく。

(本稿はニュースフォーカス 2022 年 12 月 5 日発行分を一部修正したレポートです)

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ 銀行 香港法人営業部 アドバイザリー室
住所 : 9F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong
Email: Kelly_my_mok@hk.mufg.jp
TEL: 852-2249-3938

日本語・中国語・英語対応が可能なメンバーにより、東アジアのお客様向けに事業スキームの構築から各種規制への実務対応まで、日本・香港・中国の制度を有効に活用したオーダーメイドのアドバイスを実施しています。

香港・華南への新規展開や既存グループ会社の事業再編など、幅広くご相談を承っておりますので、お気軽に弊行営業担当者までお問い合わせください。



税務会計: 中国新印紙税法による外国企業への納税影響

KPMG 中国
日系企業サービス
税務パートナー 陳蔚 (Vivian Chen)

1. 初めに

2021 年 6 月 10 日、第 13 期全国人民代表大会常務委員会第 29 回会議にて「中華人民共和国印紙税法」(以下、「新印紙税法」)が正式に公布された。新印紙税法は 2022 年 7 月 1 日から施行され、旧規定の「中華人民共和国印紙税暫定条例」(以下、「暫定条例」)は同時に廃止された。新印紙税法は、全体的に暫定条例の税制枠組みを維持しているものの、税目と税率の適度の簡素化と納税義務者等に関する規定の明確化が加えられている。さらに、新印紙税法の施行に伴い、「印紙税に関する若干事項政策執行範囲の公告」(以下、「22 号公告」)、『新印紙税法』等の実施に関する公告」(以下、「14 号公告」)等の補充規定が相次いで公布・施行された。

新印紙税法及び補充規定の条文では、中国印紙税の課税対象となる課税書類を締結した中国国外企業(以下、「外国企業」)は、中国での印紙税の納付が義務付けられると捉えられ、外国企業にも影響を及ぼすものと考えられる。

本稿では新印紙税法における変更点、並びにこれに伴う外国企業への影響を考察するものとする。

2. 新印紙税法の変更点による外国企業の納税義務の有無の判断

2.1 納税義務者の判断基準の変更

廃止された暫定条例においては、印紙税の納税義務者は「中国に法的効力を有し、中国法律の保護を受ける」契約を締結したものに該当すると規定していたのに対し、新印紙税法では、「外国で作成され、中国で使用される課税書類は印紙税を納付する必要がある」と変更され、外国企業の納税義務をより明確化したものと言える。

2.2 課税書類の判断基準の変化

印紙税は、列举式の「印紙税税目税率表」によって納税範囲を明確化され、課税書類の種類に応じて、税率と税額の算出方法が異なる。22 号公告では「外国で作成され、中国で使用される」課税書類に該当する状況を下表のとおり規定している。

【表 1 課税書類別の該当取引及び対象外となる状況】

課税書類の取引対象	該当する状況 (対象外となる状況)
不動産賃貸・売買	不動産が中国にあること
外国企業による持分譲渡	契約書における譲渡対象が中国企業の持分であること (対象外となる状況) 外国企業持分を譲渡することにより中国企業持分を間接譲渡する場合、契約の双方は印紙税を納付する必要がない。
動産または商標専用権、著作権、特許権、独自技術使用権	販売者または購入者が中国に居住していること (対象外となる状況) 外国企業または個人による、中国企業または個人に対して完全に外国で使用する動産の販売、または商標専用権、著作権、特許権、独自技術使用権の使用許諾の場合は、印紙税を納付する必要がない。
クロスボーダーサービス	提供者または受取者が中国に居住していること (対象外となる状況) 外国企業または個人による、中国企業または個人に完全に外国で提供されたサービスの場合は印紙税を納付する必要がない。

以上の納税義務者と課税書類に関する判断基準の変更により、外国企業が締結した上述課税書類のみならず、有形資産売買契約を含む一連の課税書類に対し、印紙税を納付する必要があると読み取れる。

3. 外国企業の中国における印紙税納付に関する実務上の不明点

新印紙税法と上述の 14 号公告、22 号公告に基づき、外国企業にとっては、中国で印紙税の納税義務が明確化されたと考えられるが、下表のとおり申告納付に関わる実務上の不確定事項がある。

【表 2 申告納付に関わる実務上の不確定事項】

	旧規定	実務上の不明点
課税対象書類の除外基準	外国企業による、中国企業に対して <u>完全に外国で使用する動産の販売または商標専用権、著作権、特許権、独自技術使用権の使用許諾、並びに完全に外国で提供されたサービス提供に関わる書類は課税対象に含まれない。</u>	「完全に外国で使用するまたは提供された」をどのように解釈するか？
申告方法	<ul style="list-style-type: none"> ＜代理人による申告＞納税者である外国企業または個人は中国に代理人がいる場合、その中国代理人が源泉徴収義務者として、所轄税務局に源泉申告納税を行う。 ＜外国納税者による自己申告＞納税者である外国企業または個人は中国に代理人がない場合、納税者は自ら印紙税を申告納付しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 中国の取引相手は代理人としての源泉徴収義務があるのか？ 代理人による申告を適用できず、外国企業が自己申告する場合、オンライン申告もしくは税務署での現場申告のどちらを採用すべきか。 海外から中国代理人への税金の送金方法または中国税務局納税口座への入金方法はどうか？

納税地／ 納税期限	<p>■納税地について</p> <ul style="list-style-type: none"> 各課税書類の性質に応じて外国納税者は以下の所在地の主管税務局に申告納付する。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 資産交付地／不動産所在地 ✓ 中国サービス提供者または受取人の所在地／居住地 ✓ 課税書類を作成する中国書面作成者の所在地／居住地 <p>■納税期限について</p> <ul style="list-style-type: none"> 四半期別、年度別や回数別に申告納付する。具体的な納税期限は地方税務局により確定される。 	<ul style="list-style-type: none"> 外国企業が中国の複数の企業と課税書類を締結する際に、各地で別々に申告納税を行うべきか、それとも 1 か所でまとめて一括申告納税ができるのか？ 外国企業の納税期限は四半期別、年度別または回数別のどちらで確定するのか？
----------------------	--	--

4. KPMG の見解と対応策への提案

暫定条例の下では、外国企業の印紙税納税義務が明確にされていなかったため、課税書類に記載する適用法律の所在地への考慮などの対応を踏まえて、外国企業は中国で印紙税を納付していないケースがほとんどであった。しかし、新印紙税関連法規の公布と施行に伴い、外国企業の中国での納税義務がより明確化されるようになった。

一方、印紙税は地方財源に帰属する税種として、地方の税務当局が法規の解釈権と実際の徴収管理権を持つため、納税義務の有無の判断、実際の申告納税方法などについては、地域によって、法規への解釈と実務上の取り扱いが異なることも予測できる。これにより、外国企業の中国における実務上の対応の複雑さが増してしまうと考えられる。

2022 年 7 月に新印紙税関連法規が施行されて以来、他社の対応状況を注視し申告納付をしていない日系企業はまだ多いと理解している。しかし、中国の税收徴収管理弁法などの法規によれば、納税者の税金過少納付問題に対して、税務局には 3 年か 5 年までの遡及課税権限があり、脱税行為に該当する場合は無期限で遡及課税することができる。そのため、課税書類の金額規模と対象年数に応じて関連の中国税務リスクを正確に把握し、以下のような対応策を事前に講じ、必要に応じて中国税務専門家への確認を行うことが望ましいと考える。

- 中国と関わる各課税書類の状況を整理する（契約の種類、履行状況、金額と対象年数など）
- 中国関連法規の内容を理解し、その後、継続的に公布される税務公告などの法規面の変動に留意する
- 主要な中国の取引対象所在地の税務局と匿名か実名ベースの事前確認、または納税する前提で地方税務局と積極的な事前交渉を行う

(執筆者連絡先)

KPMG 中国 日系企業サービス

税務パートナー

陳蔚 (Vivian Chen)

中国深圳市南山区科苑南路 2666 号 15F

Tel: +86-755-2547-1198 E-mail: vivian.w.chen@kpmg.com



日系企業のための中国法令・政策の動き

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング
 国際アドバイザー事業部
 シニアアドバイザー 池上隆介

今月号では1月中旬から2月中旬にかけて公布された政策・法令を取りあげました。

[政策]

【経済発展戦略】

○「中国共産党中央委員会、国務院の『品質強国建設要綱』の印刷・発布」(2023年2月6日発布・実施)

2022年10月の中国共産党第20回全国代表大会で提起された“強国”建設目標の1つである品質強国について、2025年と2035年の目標と取り組みの指針を示したもの。この文書で言う品質とは、製品やサービスだけでなく、経済発展の質、産業の質の競争力、ブランド構築など多岐にわたっている。この文書では抽象的な表現が多いが、今後、この内容に沿って具体的な政策・法律が制定されるものと思われる。

■2025年の目標は、「品質全体のレベルを全面的に改善し、中国ブランドの影響力を拡大し、人々の品質の獲得感・満足度を向上させ、経済・社会発展における品質の役割を更に顕著なものとし、品質強国建設で段階的な成果を上げる」こととされている。分野別の目標は以下の通り。

- ・ 経済発展の質と効率の大幅な向上：経済構造の最適化、イノベーション力の向上、国内総生産（GDP）単位当たりの資源エネルギー消費量の引き下げなど。
- ・ 産業の質の競争力の持続的強化：産業チェーン・サプライチェーンの現代化レベルの向上、農業における標準化生産の普及率の向上、製造業における品質競争力指数（注）86の実現、サービス業における産業の転換・向上と、住民の消費向上ニーズの充足など。
 （注）品質競争力指数とは、競争力の形成過程における品質要因の関与の程度を示す中国独自の指標。中国では、2021年の上海市の製造業品質競争力指数は95.34で、13年連続で全国1位になったなどと報道されている。
- ・ 製品、プロジェクト、サービスの質の大幅な向上：農産物の品質と安全性に対する定期的モニタリングでの合格率と、食品のサンプリング検査での合格率98%以上、製造業の製品の品質合格率94%以上の実現、プロジェクトのサンプリング検査での品質合格率の向上、サービスの品質に対する満足度の向上など。
- ・ ブランド構築の進展：ブランドの育成・発展・成長促進のメカニズムと支援制度の整備、品質が優良で特色が明瞭なブランドリーディング企業の持続的出現など。
- ・ 品質のインフラの整備：品質に関する政策・法律の完備、政府の監督システムの改善、人材群の持続的拡大、人々の品質へのリテラシー向上など。

■2035 年の目標は、「品質強国建設の基礎を更に強固にし、先進的な品質の文化が時流となるようにし、品質とブランドの総合力を更に高いレベルに到達させる」とされている。

■原文は新華網 NEWS の下記サイトをご参照。

http://www.news.cn/politics/zywj/2023-02/06/c_1129342462.htm

[規則]

【税】

○「越境電子商取引 (EC) での輸出積み戻し商品の税制に関する公告」(財政部・税関総署・国家税務総局公告 2023 年第 4 号、2023 年 1 月 30 日公布・施行)

いわゆる越境 EC での中国からの輸出商品が積み戻された場合の税制に関する公告。

■主な内容は、以下の通り。

- ・越境 EC での輸出商品 (税関の監督管理コードが 1210、9610、9710、9810 の商品で食品を除く) について、輸出日から 6 カ月以内に販売不成立、返品の原因により元の状態で積み戻された場合、輸入関税と輸入増値税・消費税を免除する。輸出時に徴収した輸出関税は還付し、増値税・消費税は国内販売貨物の返品に関する税收規定を参照して執行する (注: 国内販売での返品の場合、増値税は買い手に返金した売上増値税額を当期売上税額から控除し、消費税は主管税務機関の審査・許可後に還付するとされている)。
- ・上記の商品が既に輸出税額還付を受けている場合は、現行規定に従って還付税額を追納する。
- ・積み戻された商品は、未使用であっても試用後に品質不良が発見された物、顧客の試用後に積み戻されたことが証明された物を除く。

■原文は財政部の下記サイトをご参照。

http://gss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcefabu/202302/t20230201_3864855.htm

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

E-mail: r-ikegami@murc.jp ホームページ: <https://www.murc.jp>



主要経済指標

主要経済指標の推移

三菱UFJ銀行
トランザクションバンキング部

項目	単位	2021年				2022年				2023年
		1~3月	1~6月	1~9月	1~12月	1~3月	1~6月	1~9月	1~12月	1月
国内総生産(GDP)	前年同期比%	18.3	12.7	9.8	8.4	4.8	2.5	3.0	3.0	-
固定資産投資*	前年同期比%	25.6	12.6	7.3	4.9	9.3	6.1	5.9	5.1	-
第一次産業	前年同期比%	45.9	21.3	14.0	9.1	6.8	4.0	1.6	0.2	-
第二次産業	前年同期比%	27.8	16.3	12.2	11.3	16.1	10.9	11.0	10.3	-
第三次産業	前年同期比%	24.1	10.7	5.0	2.1	6.4	4.0	3.9	3.0	-
工業生産(付加価値ベース)**	前年同月比%	24.5	15.9	11.8	9.6	6.5	3.4	3.9	3.6	-
社会消費財小売総額***	前年同月比%	33.9	23.0	16.4	12.5	3.3	▲ 0.7	0.7	▲ 0.2	-
消費者物価上昇率(CPI)	前年同月比%	0.0	0.5	0.6	0.9	1.1	1.7	2.0	2.0	2.1
工業生産者出荷価格(PPI)	前年同月比%	2.1	6.7	5.1	8.1	8.7	7.7	5.9	4.1	▲ 0.8
輸出***	億ドル	7,099.8	15,183.6	24,008.2	33,639.4	8,209.2	17,322.8	26,985.9	35,936.0	-
前年同月比%		49.0	38.6	33.0	29.9	15.8	14.2	12.5	7.0	-
輸入***	億ドル	5,936.2	12,668.4	19,732.9	26,875.3	6,579.8	13,468.4	20,534.4	27,160.0	-
前年同月比%		28.0	36.0	32.6	30.1	9.6	5.7	4.1	1.1	-
貿易収支***	億ドル	1,163.5	2,515.2	4,275.4	6,764.3	1,629.4	3,854.4	6,451.5	8,776.0	-
対内直接投資(実行ベース)(注)	億ドル	448.6	909.6	1,292.6	1,734.8	590.9	1,107.9	1,536.9	1,873.6	174.2
前年同期比%		43.8	33.9	25.2	20.2	31.7	21.8	18.9	8.0	10.0
外貨準備高	億ドル	31,700	32,140	32,006	32,502	31,880	30,713	30,290	31,277	31,845
都市部調査失業率	%	5.4	5.2	5.2	5.1	5.5	5.7	5.9	5.6	-
国内自動車販売台数	万台	648.4	1,289.1	1,862.3	2,627.5	650.9	1,205.7	1,947.0	2,686.4	164.9
前年同月比%		75.6	25.6	8.7	3.8	0.2	▲ 6.6	4.4	2.1	▲ 35.0
購買担当者指数(PMI)	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	50.1
非製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	54.4

* : 年初からの累計ベース。

** : 2月は1-2月の累計ベース。独立会計の国有企業と年間販売額2,000万元以上の非国有企業を対象。

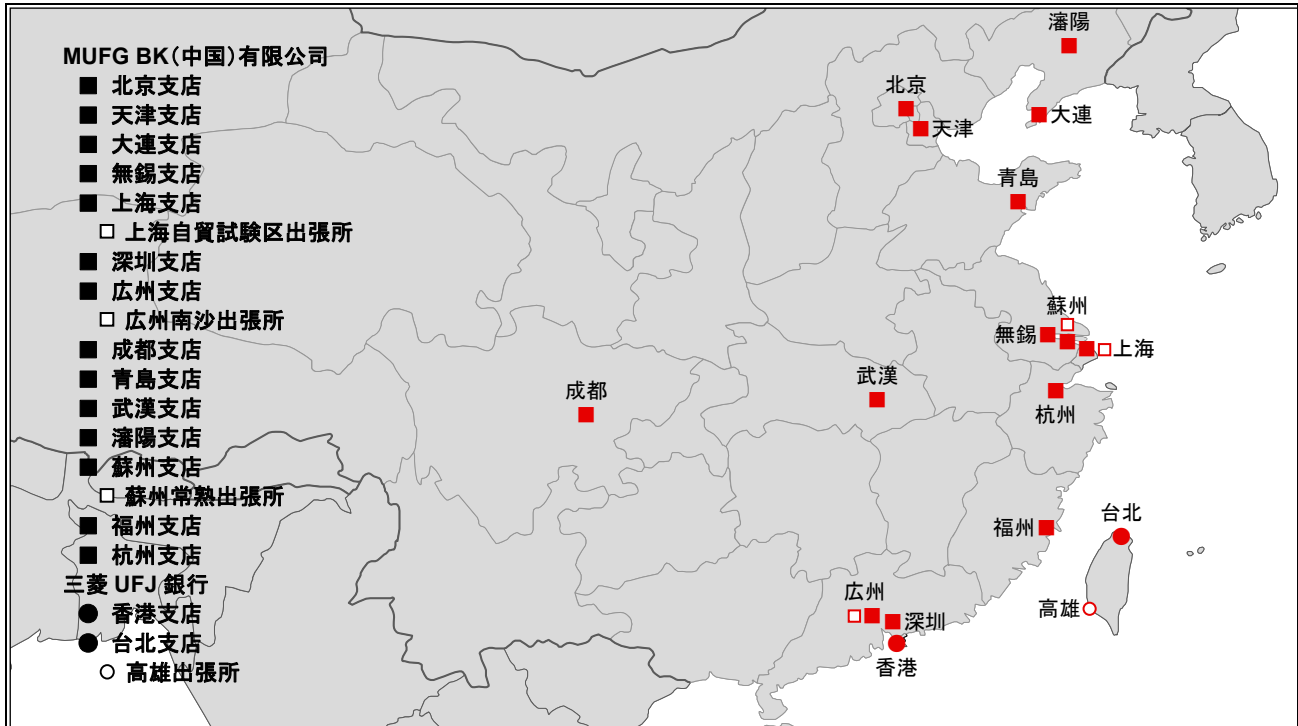
*** : 2月は1-2月の累計ベース。

(注) 銀行、証券、保険といった金融業のデータを含まない。

(出所) 国家統計局等の公表データを基に三菱UFJ銀行 トランザクションバンキング部作成。



MUFG中国ビジネス・ネットワーク



MUFGバンク(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北京支店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京發展大廈2階	86-10-6590-8888
天津支店	天津市南京路75号 天津国際大廈21階	86-22-2311-0088
大連支店	大連市西崗区中山路147号 申賢大廈11階	86-411-8360-6000
無錫支店	無錫市梁溪区人民中路139号無錫恒隆広場オフィス2座33層 3301-3308ユニット	86-510-8521-1818
上海支店 上海自貿試験区出張所	上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場16階 上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場16階	86-21-6888-1666 86-21-6888-1666
深圳支店	深圳市前海深港現代サービス業協力区7-01 前海嘉里商務中心T2 18階	86-755-8256-0808
広州支店 広州南沙出張所	広州市珠江新城華夏路8号 合景国際金融広場24階 広州市南沙区港前大道南162号広州南沙香港中華総商会大廈 805、806号	86-20-8550-6688 86-20-3909-9088
成都支店	成都市錦江区順城大街8号 中環広場2座18階	86-28-8671-7666
青島支店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大廈20階	86-532-8092-9888
武漢支店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋陽支店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大廈20階2002室	86-24-8398-7888
蘇州支店 蘇州常熟出張所	江蘇省蘇州市蘇州工業園区蘇州大道東289号広融大廈15階 江蘇省常熟市常熟高新技术産業開発区東南大道333号科創大廈12階C区、D区	86-512-3333-3030 86-512-5151-3030
福州支店	福建省福州市台江区江濱中大道363号 華班大廈5階01、02、03、10、11、12号	86-591-3810-3777
杭州支店	浙江省杭州市下城区延安路385号杭州嘉里中心2幢10階1002、1003、1004号	86-571-8792-8080

三菱UFJ銀行

香港支店	8F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
台北支店 高雄出張所	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓8階・9階 台湾高雄市前鎮区成功二路88号4階	886-2-2514-0598 886-7-332-1881

【本邦におけるご照会先】

トランザクションバンキング部

東京：050-3612-0891（代表） 大阪：06-6206-8434（代表） 名古屋：052-211-0650（代表）

発行：三菱UFJ銀行 トランザクションバンキング部

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 国際情報営業部

2023年3月16日発行

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。